

富山県地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンター及び 富山県地域リハビリテーション協力機関の指定及び運営要項

第1 目的

この要項は、富山県地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）及び富山県地域リハビリテーション協力機関（以下「協力機関」という。）の指定及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定基準

次の条件を満たす医療機関等を指定するものとする。

1 サポートセンター

- (1) 特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）に基づく「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）（以下「施設基準等」という。）に定める、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準を満たすものとして、東海北陸厚生局に届け出た医療機関であること。
- (2) 圏域の市町村等からの派遣等の求めに応じる体制が整っていること。
- (3) 市町村等が行う介護予防事業や地域のリハビリテーションに関する社会資源等に精通しているとともに、リハビリ専門職等と連携が密であり、派遣調整ができる体制が整っていること。
- (4) 地域リハビリテーションの理念に十分な理解を持ち、介護予防に関する住民への普及啓発や、市町村等と協働して地域包括ケアシステムを推進する意思がある機関であること。

2 協力機関

- (1) 常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が 2 名以上配置されている医療機関又は介護老人保健施設等の機関であること。
- (2) サポートセンターからの派遣依頼に応じる体制が整っていること。
- (3) 地域リハビリテーションの理念に十分な理解を持ち、市町村等と協働して地域包括ケアシステムを推進する意思がある機関であること。

第3 申請

サポートセンター又は協力機関の指定を受けようとする医療機関等の開設者（以下「申請者」という。）は、指定申請書（サポートセンターにあっては様式第 1 号、協力機関にあっては様式第 1 号の 2。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

第4 指定

- 1 知事は、サポートセンターについて申請書の提出があった場合は、富山県地域リハビリテーション推進会議で協議するものとする。
- 2 知事は、前項の協議の結果を踏まえ、第2の指定基準を満たし、各地域の実情に応じて設置が適当なものと認め、サポートセンターとして指定する場合は、当該申請者に対し、指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 知事は、協力機関について申請書の提出があった場合は、第2の指定基準を満たし、各地域の実情に応じて設置が適当と認め、協力機関として指定する場合は、当該申請者に対し、指定通知書（様式第2号の2）により通知するものとする。
- 4 知事は、前項により新たに指定された協力機関について、富山県地域リハビリテーション推進会議で報告するものとする。
- 5 指定の期間は、指定の日から3年以内とする。

第5 変更

サポートセンター又は協力機関として指定された医療機関等の開設者は、申請書の記載事項に変更があった場合は、申請事項変更届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第6 指定の辞退・取消

1 辞退

サポートセンター又は協力機関として指定された医療機関等の開設者は、指定を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 取消

知事は、サポートセンター又は協力機関が第2の指定基準を満たさなくなった場合又は運営において重大な支障があると認めた場合は、指定を取り消すことができる。

この場合において、指定取消書（様式第5号）により当該医療機関等の開設者に対し通知するものとする。

第7 業務内容

1 サポートセンター

（1）リハビリテーション等専門職の派遣

市町村、地域包括支援センター等からの依頼を受け、サポートセンターに所属するリハビリテーション等の専門職を派遣要望の内容に沿って派遣するものとする。リハビリテーションの視点から知識・技術を用いて支援を行うことで、地域リハビリテーションの取組みが、自立支援に向けた効果的なものとなるよう支援を行うものとする。

（2）広域的な派遣調整

市町村、地域包括支援センター等からの依頼を受け、サポートセンターに所属するリハビリテーション等の専門職を派遣要望に沿った内容で派遣できない場合は、協力

機関との連携により専門職の派遣調整を行い派遣するものとする。このため、協力機関と日頃から連絡を密にし、派遣可能な状況を予め把握しておくこととするものとする。

- (3) 富山県地域リハビリテーション広域支援センター及び厚生センターとの情報共有等
サポートセンターは、市町村等への支援内容、支援結果等とともに、派遣調整を行った協力機関の支援内容などを把握し、その情報を富山県地域リハビリテーション広域支援センター等と共有するものとする。

- (4) その他

地域リハビリテーションの視点から、地域住民などへ自立支援、介護予防に関する普及啓発を行うものとする。

2 協力機関

- (1) リハビリテーション等専門職の派遣

サポートセンター等からの協力依頼を受け、協力機関に所属するリハビリテーション等の専門職を派遣要望の内容に沿って派遣するものとする。リハビリテーションの視点から知識・技術を用いて支援を行うことで、地域リハビリテーションの取組みが、自立支援に向けた効果的なものとなるよう支援を行うものとする。

- (2) サポートセンターとの情報共有等

サポートセンター等からの協力依頼を受け実施した、市町村事業の支援内容、支援結果等をサポートセンターと共有するものとする。

第8 秘密の保持

サポートセンター及び協力機関の職員は、在職中及びその職を離れた後も、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、公表の日（令和3年1月15日）から施行する。

附 則

この要項は、令和6年2月15日から施行する。